

令和2年3月3日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	浜	村	大				
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	高	野			正
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	北 富美夫
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 町長提出 報告第2号及び議案第2号ないし第35号並びに町政一般  
(質疑、質問)

日程第2 町長提出 議案第2号ないし第35号及び請願第1号(委員会付託)

---

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 町長提出 報告第2号及び議案第2号ないし第35号並びに町政一般(質疑、質問)

**寺井強議長** 次に、町長から提出のありました報告第2号及び議案第2号ないし議案第35号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許可します。

3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

3番 福田晃悦です。

本日3月3日は、ひな祭り、傍聴席の方もひな祭りのように本日は華やかになりました。私は背を向けたままですけど、傍聴いただきありがとうございます。残念ながらケーブルテレビの方には傍聴席は映らないということですが、本日議場に花を添えていただいたことにお礼申し上げ、一般質問に移らせていただきます。

まず、最初の質問です。本町での水道事業及び下水道事業の今後の見通しについて質問いたします。

全国の道路や橋、トンネル、水道管などは高度成長期に集中的に整備されました。このため、多くが一斉に耐用年数を迎えつつあり、地方自治体は人口減などで財政が厳しく、更新や補修に十分に対応できておりません。

水道管についても、全国総延長の約15パーセントが40年の耐用年数を過ぎ多額の更新費用が重荷となり、全国の上下水道事業は約3割が赤字と水道事業の経営は危機的であり、さらに人口が減れば収益は先細りとなります。

水道法改正で、一昨年秋からは運営権を民間に売却するコンセッション方式が導入しやすくなり、民間ノウハウを活用して効率化を図ることが狙いでしたが、安全面の不安などを理由に自治体は消極的であります。

また、民間企業が、参入を希望するのは利益が見込める都市部が中心と推測され、人口減少が著しい本町などの地方部への参入は難しいと思われまます。

事態を打開する方策として、公共事業の広域連携がありますが、給水人口の少ない公営事業者が、施設の共有や工事の一括発注などを進めれば、経費を削減でき、すでにゴミ処理や消防、公立病院の再編などで広域化の動きが広がっておりますが、県水を利用していない本町にとっては、近隣市町との連携・広域化という選択肢はありえません。

人口減少を見据えた対策として、中心部に都市機能を集約するコンパクトシティの推進も有力な選択肢といえ、住居や商業施設などに加え、公共施設などのインフラも集中させることで、行政のコストを抑えることができ、各地方の実情に合わせ、具体策を練り上げる必要があります。

今年2月、金沢市の中心部でまた水道管破損による道路冠水が発生しました。3年前は、正月の2日早朝、武蔵交差点付近が水であふれ、近江町市場の前が川のような状態と化しました。

今回は金沢駅前の堀川新町を通る大通りで、11日の夜から12日未明にかけて4時間ほど道路が水浸しになりました。

冬の水道管破損のリスクを抱えているのは金沢市だけではなく、強い寒波が襲来した一昨年は、本町も含めた能登各地や氷見市などで大規模な断水被害が発生。これらの被害も高度経済成長期の1960～70年代にかけて整備が進んだ水道網の配管が、いっせいに老朽化しているという事情があります。

各自治体も法定耐用年数の40年を超え、老朽化が著しい管から順次、取り替えに努めていますが、費用が多額に上るため対応が追いついていない状況にあります。

埋設する水道管の更新に、かなりの費用と年月を要するのは分かりますが、水道管はライフラインであり、避けては通れない老朽化対策を何十年もかけていても仕方がなく、少しでも更新を速める努力を怠ることなく進めるべきであります。

危険性や公共性の高い箇所など優先度をつけて集中的に取り組むべきであります。

県内の自治体を比較しますと先程の金沢市の場合、法定耐用年数を超えた配管の延長を示す経年劣化率が43.5パーセントという数値は県内一で異常に高く、本町においては、新聞報道では総延長約392キロメートルのうち3割弱の約102キロメートルがあり、県内でもワースト3番目の老朽化率であります。

石川県全体では18.4パーセント、これは2017年度の数字ですが、全国でワースト1位の大阪府でも28.3パーセントです。経年劣化の対応が後手に回り続けたツケが今表れていると言わざるを得ません。

今年の冬は雪がほとんど降っていないためまだ良かったですが、真冬に交通量の多い箇所での漏水などは路面凍結を招き、大事故にもつながりかねず、交通規制が長引けば住民生活に及ぼす影響も大きいと思われ、積雪があったなら復旧作業はもっと難航したと予想されます。

一昨年に能登を襲った断水は空き家での漏水の把握に手間取り、被害が広がりました。そうした空き家の増加も冬のトラブルの要因には潜んでいることを留意

しておくべきです。

さて、本町で昨年度策定しました志賀町新水道ビジョンでは、安全・持続・強靱を基本理念とし、厳しい事業経営を改善するため、中長期的な事業計画を定めたものであり、人口及び使用水量の将来予測、施設の統廃合や耐震化、老配管の更新などを盛り込んだ平成30年度から10か年の計画であります。

現在、本計画に基づき、管路の老朽管更新工事や施設の耐震化工事を行っているところでありますが、今後も、更新工事等に伴う費用負担が続くとともに、人口減少に伴う収益の悪化が懸念され、今後の経営状況はより厳しくなっていくものと見込まれます。

水道事業は、使用料で運営している事業であります。このような状況を踏まえ、将来的には使用料を上げざるを得ない時期がくるとおられます。

また、下水道事業においても、接続率がなかなか上がらない状況も踏まえ、今後の対応と見通しをお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

先ほど福田議員の話にもあったとおり、本日は3月3日ひな祭りの日です。

4年前の本日、私が倒れた日でもあります。今、この場でこうやって立っていることに感謝しながら、福田議員の水道事業及び下水道事業の今後の見通しについてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、上水道事業については、現在、平成29年度に策定した新水道ビジョンに基づき、計画的に老朽管の更新や施設の耐震化工事を実施しているところであります。

議員のご質問にもありましたように、本町における、敷設から40年を経過した老朽管は102キロメートルであり、総延長の約26パーセントという状況となっております。

町では、毎年、耐用年数を超え、漏水が多く多発している箇所を優先して、3キロ程度を更新しているところでありますが、更新工事には3キロで、約2億4,000万円かかることとなります。

現在の収支状況から見ますと、暫くは良好な経営ができるものと見込んでおり

ますが、人口減少により料金収入が減少していく中で、こうした老朽管の更新にかかる工事費や、施設の改修・維持管理費などが増加していけば、経営を圧迫し将来的には、使用料金を上げざるを得ない状況となることも見込まれます。

こうしたことから、町としては工事費や施設運営費などのさらなるコストダウンを図り、費用の削減に努めながら計画的に老朽管更新工事を実施し、使用料の引き上げの時期を少しでも遅らせるようにしていきたいと考えております。

また、下水道事業については、平成30年4月に料金を改定しましたが、接続率の向上が課題となっております。

下水道の接続については、法律と町の条例の規定により義務付けられておりますが、本町の昨年4月1日現在の接続率は、全体で76.4パーセント、公共下水道では64.5パーセントとなっております。

町では、これまで、広報しかやホームページへの掲載をはじめ、ケーブルテレビでの放送や供用開始エリアの全世帯にパンフレットを回覧するなど、下水道への接続義務を周知してきたところであります。

今後は、さらに戸別訪問についても検討していきたいと考えておりますが、まだ、接続をされていない方には、速やかに接続していただくようお願いを申し上げます。

また、来年度、下水道事業にかかる新たな経営戦略を策定する予定であり、現状の収支状況の分析をはじめ施設整備や改修の計画、これに伴う今後の経営状況の見通しなどについて検証を行うとともに、施設の統廃合や維持管理費の削減にかかる計画を盛り込み、健全経営に努めていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** ご答弁の中に、先ほどよりも水道料金が非常に厳しいとお話がありました。

私なりに調べたのですが、全国でもだいたい1年間に30から40の自治体が水道料金の値上げをおこなっている状況で、全国でも安いところと高い所の比較をしますと7倍ほど水道料金が違う自治体があるとのことでした。

やはり、寒い地域と申しますか、北海道、東北辺りの水道料金が非常に高く、こちらとしても寒い時期を目掛けて水道料金をあげる時期が来ると思われますが、

住民の方に水道料金が厳しいということを説明する機会がタウンミーティング等で細かく設けてもいいのかなと思います。

今後も住民周知に向けてお願いします。

それでは、次の質問に移ります。業務継続性確保のための非常用電源の備えについてお伺いいたします。全国の自治体で非常用電源の整備が進んでおります。災害などで停電が発生した際に通常電源に代わって電力を供給する非常用電源は、自治体の業務を継続するために欠かせません。2018年の北海道地震による道内ほぼ全域にわたる停電、ブラックアウトをはじめ、西日本豪雨や台風21号、24号による大規模停電が相次ぎ、自治体の認識はさらに高まったと思われます。

消防庁は全国の自治体に対し、災害対策本部が置かれる庁舎に非常用電源を設置するとともに、人命救助など応急対策の観点から72時間は外部からの燃料供給なしに稼働できるよう燃料の備蓄を求めており、停電長期化に備え1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することが望ましいとし、燃料販売事業者などの燃料優先供給に関する協定を結ぶように促しております。

政府は2018年12月、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を閣議決定しました。対象期間は2018年度から2020年度で、自治体の業務継続性を確保するため、非常用電源の整備の大幅な進捗を盛り込みました。新たな設置のほか、既存の非常用電源の浸水・地震対策や稼働時間延長のための燃料タンクの増設など、機能強化の経費も緊急防災・減災事業債の対象となり、経費の7割が地方交付税で賄われます。消防庁も同事業債の活用を呼びかけております。

昨年6月時点の消防庁の調査結果によると、47都道府県は全て非常用電源を設置済みで、1741市町村のうち設置済みは1613（92.6パーセント）で、前年比16団体増えており、未設置の72団体が2019年度以降に設置するとしております。

非常用電源の稼働時間は、42都道府県が72時間以上を確保しており、残り5の富山、京都、福岡、沖縄の4府県は2019年度以降に対応を予定。同じく未定としていた佐賀県は2019年度予算案に非常用電源の更新と3日分の燃料導入を含む対策経費を計上しております。

設置済み1613市町村のうち、稼働時間が72時間以上としているのは713団体で、44.5パーセントを占めており、稼働時間が長くなる方向へはシフトしてお

りますが、なお課題が残されております。

対策が未定の団体に理由を聞きますと、庁内で議論がなされていない、多額の費用がかかるためほぼ並んで多く、燃料の備蓄スペースがないためという理由が続きました。

また、未定の団体の自由記述欄を見ますと、燃料販売事業者と災害時の優先供給協定を締結しており、継続的な使用ができるとの記述が最も多くありました。他には、協定とは明記していないものの燃料供給の確保により継続使用は可能、庁舎の建て替えの計画があり、その中で検討するとの記述も多くありました。

この非常用電源設置の事例を3つ紹介いたします。

2018年9月30日に上陸した台風24号により大規模停電が起きた静岡県では焼津市、菊川市、吉田町など5つの市町の庁舎が停電し、非常用電源で対応しました。幸い、停電時間は4時間～7時間程度に収まり、県内市町は東海地震への備えが進んでおり、非常用電源も大半が72時間以上の稼働時間を確保しておりました。県は2018年の被害を検証した上で、対策が不十分な市町に対し、対策の見直しや緊急防災・減災事業債の活用などを呼びかけております。

北海道旭川市は2018年、市総合防災センターを設立し、その中に非常用電源と1週間分の燃料を整備し、災害対策本部は同センターに設置されており、2018年のブラックアウトの際には自家用発電に切り替え災害対応に当たりました。2019年度には非常用電源をもう1機追加し、また、本庁舎にも非常用電源を導入予定です。ブラックアウトで本庁舎の窓口業務がストップしたことに踏まえ2020年1月から非常用電源の運用を開始。

ただ、新庁舎の建て替え計画があり、2023年1月の供用開始を想定し、それまでは本庁舎の非常用電源は年間2,400万円のレンタルとして設置しました。

3つ目の熊本県宇土市は2016年4月の熊本地震で庁舎が全壊し非常用電源も使えませんでした。2022年に完成予定の新庁舎に併せ、現在、24時間未満の稼働時間を72時間に延長する計画だそうです。大きな地震に見舞われた熊本県益城町も同様に庁舎が全壊し、非常用電源も壊れ、同町も2022年3月に新庁舎が完成する予定ですが、現在、32時間の稼働時間を72時間に延長する計画です。しかし、緊急防災・減災事業債の活用できるのは2020年度までのため、宇土市、益城町とも財政面での対応に頭を悩ませているとのこと。



このように全国で整備が進む一方、未だに非常用電源が整備されていない市町村があるほか、整備されている団体であっても災害発生時の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない自治体や、地震対策がなされていない自治体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼働しないおそれのある自治体が問題となっております。また、電源が整備されていても、稼働時間が 24 時間に満たない自治体があり、停電の長期化への対応にも課題が残っております。

については、以下の 3 点、本町庁舎の現状をお聞かせください。

1 点目は、非常用電源等の整備についてです。

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源の設置をされているのか。なお、非常用電源の設置は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討しているのか。

2 つ目は、非常用電源の稼働時間についてです。

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きにおいて、72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされていることから、大規模な災害が発生した際には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しているのか。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限されている場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めているのか。

3 番目は、非常用電源の浸水・地震対策についてです。

災害発生時は、本町庁舎も被災する恐れがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を行っているのか。

以上です。ご答弁のほどお願いいたします。

**寺井強議長** 浜村総務課長。

**浜村大総務課長** はい、議長。

福田議員の業務継続性確保のための非常用電源の備えについてのご質問にお答えいたします。

役場の非常用電源につきましては、本庁舎は平成5年に竣工しておりますが、災害発生時においても業務を継続して遂行できるよう、地下1階に外部からの電源供給なしで、約11時間の連続運転が可能な490リットルの軽油タンクを持つ非常用ディーゼル発電機を設置しております。

発電機は地震対策としてアンカーボルトで固定され、浸水対策として自動排水ポンプ等の設備も整備されております。

しかしながら、議員のご質問にもありましたように平成28年2月に内閣府から示された大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きにより、望ましいとされる、72時間稼働可能な措置という点においては適合しておりません。

町としては、現段階で長時間にわたり電源喪失となった場合には、他自治体や民間事業者と締結している災害時における協定に基づき、大型発電機等必要な機材を提供してもらうなどして対応していきたいと考えております。

なお、燃料販売業者等との協定につきましては、現在、LPガスにつきましては締結しておりますが、軽油、重油等の燃料については締結していないことから今後検討していきたいと考えております。

また、現在、国の補助事業を活用して、本庁舎に太陽光発電システムと蓄電池等の整備について検討しているところであります。

来年度にも補助申請を行い、事業採択されれば整備を進めていく計画であり、こうした多様な電源を併用し非常時の対策をしていきたいと考えております。

このようなことから、現在のところ、緊急防災・減災事業債を活用した非常用電源の設置については考えておりません。

以上、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 質問ではありませんが、ご答弁の中で非常時に協定に基づいて提供していただくご答弁ありました。私、以前避難所に関しても非常用電源の設置について質問させていただきましたが、業者等から借りて設置するというのを検討されていますが、非常時になりますと広域な被害が発生するため、スムー

ズに非常用電源が庁舎にも避難施設にもすぐ設置されるのかと疑問点が残るので、今後、多額な費用がかかると思いますので、段階的に設置できるのであれば、町の方で設置していただければと思います。以上で、私の質問を終わります。

**寺井強議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

おはようございます。5番 南正紀です。

今回は通告に従い2点について質問いたします。

最初に新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。

現在、新型コロナウイルスが全世界を震撼させております。中国武漢で急速に感染が拡大したウイルスは、交通事情の発達と国際交流が盛んとなった現在、瞬く間に全世界へと広がりました。このウイルスが人類に与えた恐怖は甚大なものであり、特定の地域の人々の入国制限、在宅勤務の取り組み、全国一斉の休校、イベント等の自粛などありとあらゆる対策が講じられておりますが、その影響は株価下落にまで及び終息の見込みは立っておりません。

思えば、人類の歴史は感染症との戦いの歴史でもあります。2014年、世界を震撼させたエボラ出血熱は、2018年再びアフリカのコンゴでその勢いの盛り返しを見せました。感染症は歴史的に人類社会を震撼させ、時には破壊的な打撃を与えてきました。例えば14世紀半ばのヨーロッパでは、ペストが大流行しました。内陸アジアで発生したペストは、西は中東とヨーロッパ、東は中国まで、国境を越えた交易路に沿って広がったと考えられております。

現在同様、経済活動により広域に広がったわけでもあります。当時は、まだペスト菌が発見されておらず、有効な治療法やワクチンも存在しない中、人々は汚物を浄めたり、隔離を試みたり、消毒を行ったりしましたが、その努力も虚しく、多くの方が亡くなりました。新型コロナウイルスも有効な治療薬が開発されておらず、対処療法を余儀なくされ、死亡率も高めではないかとの情報の流布などで、大きな脅威となっております。

この新型コロナウイルスやエボラ出血熱や新型インフルエンザなどは、有効なワクチンや治療法が開発されておらず、感染を食い止めることが難しい感染症に直面し、人類が苦悩する姿は数世紀前と何ら変わりありません。エボラ出血熱

に関しては、大流行から約3年を経た2018年5月に、ようやくワクチンの治験が始まったばかりであります。

一方、現在、その苦悩の内容は変化してきました。科学技術の発展により、コレラやペストなど、長く人類社会を脅かしてきた感染症については、病原菌が解明され有効なワクチンや治療法が開発されました。

ペストに関しては、1894年にペスト菌が発見され、1943年にはペストや結核に有効な抗生物質ストレプトマイシンが発見されました。現在では、アフリカを中心にペストの症例は確認されておりますが、抗菌剤によって適切な治療を行えば治癒します。日本においては1926年以降、患者は出ておらず見事に克服したのであります。

人類と感染症の闘いに変化をもたらしたもう一つの要素は、国際協力の発展であります。現時点では患者を隔離し街を閉鎖するという、共同体内部での対策を各国が実施しておりますが、感染症は国境や家の壁を容易に乗り越えてしまうものでもあります。国際的な情報共有や、相互に連携した感染拡大防止に対する体制の構築が不可欠であります。

さて、我が国政府におきましては、新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきていますが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており市中感染が発生している状況となりました。一部地域におきましては小規模の患者クラスターが把握されている状態になっています。しかしながら、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではなく、この2週間程度がパンデミック防止の瀬戸際としております。

政府はこの瀬戸際を乗り切るために、多くの人が集まるのは大きな感染リスクがあるため、イベントなどの自粛を要請し、心配だからとむやみに病院に来ないよう呼び掛けております。加えて重症な患者に適正な治療が行えるよう医療体制が崩壊しないよう、国民や社会に自覚と協力を求めるとともに、全国の小中高校に一斉休校を要請する事態となったのであります。むやみに病院で受診するなど言えば聞こえは悪いですが、専門家会議の見解で、注目すべき指摘である医療機関が感染を拡大させる場所になりかねないことを考えれば理解はできます。

もし、少し発熱やせきが出る軽い風邪の症状の人が、新型コロナウイルスに感

染したのではと心配になり、病院に行って待合室で長時間待たされたら、そのこと自体が感染する可能性に、自ら近付いたことになるからであります。

他方、学校の一斉休校につきましては総理自ら全国に要請しておきながら、文部科学省からは、各自治体の判断にゆだねるとし、あたかも地方に丸投げとの苦言も聞かれます。先の見えない未知のウイルスとの戦いは、まだまだこれからであり、当町に於いても住民の皆様に安心感を与える対策が望まれます。

小泉町長、並びに執行部におかれましては、これまでも東日本大震災直後、いち早く津波避難ビルを設定する等俊敏な危機管理対策を講じてこられました。

また、新年度予算におきましても、準用河川の浚渫など、防災減災に重点を置いた予算編成を行うなど、住民の生命財産を最重要と考える姿勢には敬服をいたします。今回の新型コロナウイルスに対しましても万全の対策を求めるものであります。

今後、役場職員に感染が発生した場合、休校終了後に学校関係者に感染が確認された場合、特定の地区で集団感染が発生した場合、想定される危機は数多くあります。現時点における詳細な対策内容の説明を求めます。

また、その一方で必要以上に不安をあおる情報は厳に慎まなければなりません。ひとつのデマで市中からトイレットペーパーが無くなったり、このウイルスがあたかも死の病であるかのように流布されたりしてはなりません。町側から誤解を招くような情報が出ないよう正確な情報発信に徹するよう求めるものであり、小泉町長からの答弁をお願いいたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 南正紀議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染は、世界規模で拡大しており、県内においても、6人の感染者が確認されていることから、いつ近隣市町や本町においても感染者が出てもおかしくない状況にあると思っております。

現在、町では、この感染症対策に当たっては、平成21年度に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて対応しているところであります。

先月3日の課長会議において、新型コロナウイルス感染症について情報共有を図り、県内初の感染者が発生したことを受け、24日には休日ではありましたが、

全課長を集め新型コロナウイルス対策連絡会議を開催し、役場での窓口対応職員や保健師、保育士、小中学校の教職員、病院関係者らのマスク着用の徹底をはじめ、急を要しない町の会議は中止の方向で検討すること、不要不急の外出は控えることなどを確認し指示をしております。

また、町民に対する広報として防災行政無線で手洗いやマスク着用の徹底、咳エチケットの遵守、人混みを避ける等の感染予防の注意喚起を行っているほか、町広報紙の配布に併せて、感染予防の対策や電話相談窓口を記載したチラシを全戸配布し、町のホームページでも、厚生労働省から発信される新型コロナウイルスについての情報を随時更新しております。

さらに、家族が同居していない又は、近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助を必要とする要援護者については、民生委員に協力をお願いし感染予防の注意喚起を行っていただいております。

国では、感染拡大のスピードを抑制させるため、不特定多数の人が集まる行事やイベント、スポーツ大会の延期や中止、また、全国の小中学校を昨日から休校するよう要請するなどしたところであります。

本町においても、この国の方針に基づき感染防止の観点から様々な検討を行いました。

その結果、学校の休校については休校すると放課後児童クラブに多数の子どもが集まることが予想され、子ども達の置かれる環境は学校にいるのと同じ状態になること、また、会社を休まなければならないなど、保護者の負担や社会的影響が大きいこと、さらに、中学3年生にとっては、高校受験を控えた大切な時期であることなどを考慮し本町では、直に休校とするのではなく、11日までは通常どおり授業を行い、12日に中学校、13日には小学校の卒業式を行い、16日から休校とすることに決定をしたものであります。

なお、近隣市町や町内において、感染者が発生した場合には直ちに休校にしたいと考えております。

保護者をはじめ、町民の皆様には、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今後も感染者が増加するなどいろいろな事態が想定されますが、町としては、それぞれの状況に応じ、臨機応変に対応していきたいと考えております。

町民の皆様には、手洗いやマスク着用の徹底、咳エチケットの遵守に努めていただくとともに、特に、高齢者や糖尿病、心不全などの基礎疾患のある方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、感染予防により一層の注意を払っていただきたいと思います。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 1点再質問させていただきます。学校の休校を16日まで延ばしたということについては、町長の答弁のとおり、ある一定の理解ができるんですけども、このウイルスというのは、発症しない保菌者が数多くいるようなことも聞いております。

町内で患者が発生した場合と言うのは、既に町内にまん延している可能性もあるわけで、この基準が果たして住民の皆様には安心を与えられるかどうかということにちょっと疑問が残ります。町内で発生する前に本来は休校にするべきかなという気もしますので、この基準についてはもう一度慎重に検討していただいて、例えば県内での発症者が増えた場合とかいうケースを休校の判断とできる場合もあるかと考えますので、また一度ご検討をお願いしたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

南議員の再質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたが、いろいろな事態が想定されますので、町としては、その状況に応じて、臨機応変に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** それでは次の質問に移ります。

当町における今後の教育環境についてお聞きいたします。少子化に歯止めがかからない中、富来地区の年間出生数が10名程度となっていると聞きます。

児童減少に伴い、さらに小規模になると富来小学校の今後の学校運営について大きな不安を感じます。

しかしながら、小規模の学校には気づかされていないメリットがあるといわれます。文部科学省は、学校規模によるメリット・デメリットをまとめています。これは、文部科学省が作成し、中央教育審議会・初等中等教育分科会の

小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会に資料として配布したものであります。

小規模校では、切磋琢磨や相互啓発がなされにくいと言われていますが、実際はそうではないと考えられております。子どもは、他人と自分の能力の違いに気づくことによって競争意識が芽生えると言われております。あの子はボクより走るのが速い、あの子はボクよりよく知っているなどと感じた時にもっと速く走れるようになりたい、もっといろいろ知りたい、もっと上手になりたいといったように競争意識が芽生えます。このように自然に芽生えた競争意識は、子どもの行動にエネルギーを与え、能動的にさせます。

同時に、競争意識は、自分よりも弱い者、劣った者の存在を自覚することでもあります。何とか上達したいと努力や研究を重ねても達成できないときに、それをできるように教えてもらったとき、新たな発見を感じます。

また、できない子に教えてあげたときは優越感を感じ、それは優越感のみにとどまらず、相手が喜んでくれたときは自分も嬉しくなるものであります。こうして、子どもたちは力の差を認識することによって、みずから深く学ぶとともに、助け合う喜びや相手を思いやる快感などを経験していくのであります。これが本当の意味での切磋琢磨や相互啓発であり、子どもの自然な競争意識を芽生えさせるのに、大規模な集団は必要ありません。

しかし、切磋琢磨や相互啓発として持ち込まれるのは、往々にして大人社会からの競争であります。それは過度の競争主義しかもたらしません。自然に芽生えた競争意識ではありませんから、子どもたちが積極的・能動的になることはなく、負担になり、かえって疎外感や無気力感を生み出すことにもなりかねません。

国連子どもの権利委員会は日本政府に対して、これまで3回にわたって、過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として、学校制度および学力に関する仕組みを再検討することなどを勧告していますが、全く改善されていないようであります。

一人ひとりの子どもが分かるまで学ぶためには規模が小さい方が良いのははっきりしています。また、単なる知識ではなく、その応用力、思考力、問題解決力など社会人になって求められる知的能力や知恵を身につけるには、少人



数の協同学習が有効であることは立証済みであります。効率化の元に学校の統廃合が行われてきましたが、費用がかさむことを承知で考えれば、理想は小さな学校、小さなクラスなのかも知れません。

また、小規模校は人間関係が固定化されるとされておりますが、人間関係が固定化されることは、子どもたちにとってデメリットではありません。安定した継続的な人間関係は、子どもたちの成長にとって必要なことであります。学校や家庭、地域社会で、親密で安定した人間関係こそが大切ということであり、そういった固定した人間関係の中でこそ、子どもたちは安心して毎日を過ごすことができるのであります。

人間関係が固定化されることによるデメリットとしてよくあげられるのが、いじめがあったときにクラス替えで対応できないとか、社会性が育ちにくいといったことであります。社会性というのは、主体的に生きることであり、周りの人たちと力を合わせて何かを成そうとしたり、自分の属する集団の中で自分の役割をしっかりと果たし、主体性を発揮できることであります。

さらに言えば、よりよい社会にするためには真理を探究し、周りに働きかけて行動し変えていく力です。そうした力は、年齢や成長段階にふさわしい規模の集団の中でこそ、だんだんと培われるものであります。

いじめの問題でも根本は同じであります。いじめは、人間関係が不安定だからこそ起きるので、クラス替えで根本的な解決にならないことは明らかであります。そもそもいじめ問題でクラス替えをしなければならないのは、いじめを芽のうちに気づいて対応できず、深刻になってから初めて気づくからであります。

それはクラスや学校の規模が大きい場合に起こりがちなことであります。実は、小規模校には大きなメリットが多く存在するのであります。これからの富来小学校は、小規模校の強みを生かした魅力ある小学校へと成長させなければなりません。

その一環として、山村留学を取り入れるなどの研究の余地はあるでしょう。山村留学は、昭和 51 年に長野県八坂村において、公益社団法人育てる会の教育実践活動として、日本で初めてシステム化された教育活動であります。育てる会では、昭和 43 年より、春、夏、冬休みを利用した自然体験活動を実施していまし

た。そうした活動を続ける中で、何人かの保護者の方から一年間地域に住んで学校に通いながら、自然豊かな環境の中で、四季を通した様々な体験をさせてみたいという相談を受けました。実現には様々なハードルがありましたが、その主旨に賛同した受入地域の方々や学校教職員、行政のみなさんと試行錯誤をしながら作り上げたのが、一年間の山村留学であります。その後、参加した子ども達の心身の成長だけでなく、受入れ地域の子ども達にも、教室が活気づくなど、よい効果が現れました。

また、受入れ地域にとっても、住民の活力アップや保護者同士の地域を越えた交流、地域の自然の見直しなど、様々な良い点が出てきたのであります。八坂村には多くの市町村が視察に訪れるようになり、実施団体が増えるにつれて、多くの子ども達が参加するようになりました。こうして、山村留学は全国に広まりましたが、これらの効果は、小泉町長の掲げる交流人口の拡大、定住人口獲得にもつながります。稗造地区の里山、西海・西浦地区の里海など、日本の原風景を維持する環境に恵まれた富来地域は、山村留学の好適地であり、是非ご一考願うところであります。今後の富来小学校の運営について説明を求めます。

また、統合志賀小学校は順調に運営されていると承知しておりますが、統合時と比べ児童数は減少しています。今後も減少が続くであろうと見込まれますが、余剰となる教室等施設の有効な利用手段は計画されているのでしょうか。教育長からのご見解を求めます。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** 議長。

南正紀議員の今後の教育環境についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり本町では、少子化により、児童・生徒数は年々減少していくことを見据え、これまで学校の統廃合や校舎等の施設整備を進めて、教育環境の充実に努めてきました。

富来小学校では、平成17年度の統合時の児童数は388人であったことから、各学年2クラスとなるよう施設の整備を行いました。その後、児童数の減少により、現在は150人で、各学年1クラスとなっており、平成28年度に空き教室となった部分を、富来放課後児童クラブとして再整備をし、施設の有効活用を図っ

ております。

議員ご指摘の山村留学については、学校に通いながら、本町の四季折々の自然豊かな環境の中で、様々な体験を行うことで児童の心身の健やかな成長につながるものであり、留学による交流人口の拡大はもとより、本町児童へのふるさと教育の推進からも重要なことと考えております。

富来小学校につきましては、今後の児童数の減少への対応といたしまして、山村留学も参考としながら、様々な検討をして参りたいと考えております。

近年、富来地域の子どもの出生数が著しく少なくなっており、今後、児童・生徒数の減少傾向が続くようであれば、教育環境の面からも、将来的な学校の在り方につきまして検討していく必要があると考えております。

また、志賀小学校では、平成28年度の統合時の児童数は662名であったことから、各学年4クラス分の学校整備を行っておりますが、現在は598人に減少し、2年生と4年生が4クラスとなっておりますが、他の学年は3クラスとなっております。

こうした状況から、現在、空き教室は、算数の少人数教室などとして活用しているところであります。

今後も、児童・生徒数が減少していく中で、クラス数の減少もさらに進むことが見込まれますので、児童・生徒数の多彩な学習活動に対応すべく、工夫をしながら、空き教室の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

教育長、ご答弁ありがとうございます。

山村留学につきましては、子ども達のためだけではなく、地域を巻き込んで活力活性化させる大変有効な手段だと思っておりますので、前向きな検討をお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

**寺井強議長** 13番 林一夫君。

**林一夫議員** 議長。

令和2年第1回定例会にあたり4点について質問いたします。

質問に入る前に今回の質問テーマを選んだ理由の一旦を申し上げたいと思い

ます。

中国において発生した新型コロナウイルスの全世界への蔓延が止まりません。日本においても今後の私どもの日常生活がどのようになっていくものか全く見通しが立てられない状況となっています。

全ての国民が大きな不安感に包まれていると思います。また、各種製品の生産活動や物流、販売活動等において、地球規模でのつながりが構築されている今日の世界経済全体において、順調な部品供給の流れが阻害されること等に起因する世界的な経済不況や政情不安も懸念されています。今日の状況を地球規模の戦争に例える人もいれば、大災害と表現される方もいます。

いずれにしても一刻も早い終息を願うところであります。

志賀町においてもこのウイルスへの対処対応、終息に向けての取り組みにおいては、国や県とも連携を密にしながら、万全をつくしていただきますようお願いを申し上げます。

さて、このウイルスによる影響のみならず、私どもの志賀町独自の解決が求められる数多くの課題も目前に迫っております。

地方経済の低迷による地元の個々の企業活動への悪影響、志賀原子力発電所の長期の運転停止による町税収入の低下と発電所関連の各種需要減による地元経済への悪影響、また、昨今の働き方改革による事業者への公的負担増等、人件費や諸々の経費の増大、地域の人口が減少していることによる消費額の減少など、地域を循環するお金の流れが阻害され、地域の活力が低下する要素が数多く存在しています。

今議会に提案されている、令和2年度志賀町会計の一般会計予算は、昨年度当初予算額に比べて約6億6,000万円、率では5.3パーセント減とするものであります。また、特別会計、企業会計を併せての全会計では、約238億円となり、全会計合計では、前年度比で約3億8,000万円、率では、1.6パーセント減となるものであります。

ここ数年間の傾向としては、町民税の約7割強を占める固定資産税、中でも大規模償却資産に係る固定資産税が減少の一途となっております。

今から14年前の2007年当時に比べれば、実に33億円を超える固定資産税が減収となっています。

この減収はとりもなおさず北陸電力志賀原子力発電所に係る固定資産税の減少であり、現在、運転が停止中であることから本来の課税ができないことに起因しているものであります。

皆さんもご存知のとおり志賀原子力発電所は、敷地内断層の活動性の審査が行われているさなかであり、その結果が出てから稼働され営業運転に至るとしても早くて4年程度がかかるであろうというのが、一般的な見通しとなっています。

この原発運転停止の影響は、町税収入の減収に係わるだけではなく、直接、間接に町内の民間各事業所の売り上げ減収においても、その影響が大きくなってきているものと思われまます。

加えて人口減少、特に生産年齢人口の減少も続いており、2015年の統計では、志賀町の年少人口が、10パーセント、生産年齢人口が50パーセント、高齢人口が40パーセントとなっています。2年前の統計では石川県全体の生産年齢人口は58パーセントとされていますので、志賀町の現状は50パーセントを割り込んでいると思われることから、県全体での生産年齢人口割合と志賀町の差は約10パーセントと見込まれます。

この生産年齢人口の統計数値は、町内の商工業の衰退を物語るものであり、経営を継続している中小零細企業においても、経営資源、特に人材という一番要となる資源を失いながら活力を低下させているものだと思われまます。

今こそ官民挙げて、そして行政が先頭に立って地域の将来に繋がる活性化施策に取り組まなければならない時期に立ち居だっているものと思われまます。

これらの視点に立って以下の質問を行います。

第1点目は志賀町役場内に町内の中小零細企業の存続や活性化を支援する部署の設置と専従員の配置を求めるものであります。地域のシンクタンクとしての役割や期待を担っている志賀町役場が組織力を発揮し、地域の中小零細事業者に対し、国や県の各種支援制度の紹介や諸々の情報提供を行うべきであります。

国や県においても中小零細事業者に対する設備改良や業務改善に対する助成金、低利の融資制度等の資金的な支援策、また各種研究施設利用や指導、助言が受けられる機関や制度等が色々準備されています。

しかしながら、今日まで長くこの地域で事業を行ってきている主に地元由来の事業所においては、事業主や従業員には日常業務に追われる毎日であることが多

く、その他の研究調査等のための時間を捻出が難しいことや事務手続き等にも不慣れであること、専門知識の不十分さ、また費用負担等があり、数多くの国や県で準備されている優位、有利な制度メニューが活用されていないのが現状であろうと思われます。

昨今、市中金融機関等でも新規事業分野として、これらに関する支援事業や、M&A、いわゆる経営統合の手伝いも行うようになってきております。

しかし、全体では、まだまだマンパワーやノウハウが不足しているのが現状であります。

今後ともにこれらの企業存続への支援策を求める要望は多くなるとと思われます。一度途切れた経営活動の再生は至難であります。経営の火を絶やす前に各種の方策に取り組むことは大切であります。その取り組みを通して地域の活力を維持する道も開けてくるものと思われます。

志賀町役場においても、地域市場の流れに任せるのではなく、各課を横断するプロジェクトチームの編成等により、既存の地元由来の中小零細事業者を支援するための部署の設置と専従員の配置を求めるものであります。

以上、第1番目の質問といたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** 議長。

林議員の中小零細企業の存続や活性化についてのご質問にお答えいたします。

本町の中小・小規模事業者には、議員がおっしゃるように、原子力発電所の運転停止や、人口減を背景とする商業圏の人口減少、さらには、大型店舗の立地や車社会の進展による購買力の流出など、社会・経済構造の変化によって、地域の経済力が低下し、売上げの減少や後継ぎがないことなど、事業の継続や承継に様々な問題や課題が現れております。

こうした中で、特に事業承継については、現在、策定中の第2期志賀町創生総合戦略の策定委員会の中でも、委員から事業承継に関するご意見があり、今後、商工会や金融機関、さらには、石川県産業創出支援機構内に設置されました石川県事業引継ぎ支援センターとも連携を図っていきたいと考えております。

また、石川県や本町の低利な制度融資についても商工会や金融機関を通じて利用していただけるよう、周知に努めて参ります。

なお、国の小規模事業者に関する支援制度は、法律に基づき商工会が相談窓口を担っております。

これは、商工会の機能を活用して、小規模事業者の経営の改善発達の支援を講じ、経営基盤の充実を図ることを目的としており、商工会の経営指導員による経営指導や、助言の下での経営計画の作成など、商工会の伴走型支援により、経営改善や経営力向上を狙った制度であります。

このことから、支援する部署や専従員の設置につきましては、経営指導員を有する商工会にその機能を委ね、町と商工会がそれぞれの役割分担の中で、中小・小規模事業者の支援にあたって参りますので、役場内での設置は考えておりません。

以上、林議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** 議長。

答弁ありがとうございます。新たな組織の設置は考えていないということですが、私ども今、経験のない時代、環境の中に入ろうとしているのかなという風にも思いますので、チーム志賀町として地域の活力維持のために、是非、していただきたいという風に思いますので、商工会とも連携しながら対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の質問に入りたいと思ひます。

旧小学校をはじめ、将来的にも不用と見込まれる公的建築物の解体、撤去の計画を示していただきたい。

また、その解体撤去作業を業とする地元事業者との連携により、解体撤去工事を適時適切に実施し、地域経済への貢献の一助とすべきであるとするものであります。

人口減少、年少人口の減少により、公共的建築物、特に学校施設が集約され効率的に運用されていることが当然のことであり、評価するものであります。

町内の各地域において、空き施設の活用策も色々と論じられていますが、有効な手立てが見つけられないのが現状であります。

一方、これらの遊休施設が存在することから、それらに係る管理経費が生じています。令和2年度においても、旧学校施設管理経費に約770万円が計上されて

います。

これらの管理経費削減と老朽建築物の安全性の面からも心配を少なくするためにも撤去作業を急ぐべきだろうと考えます。と同時に地元の関連事業者の経営活動活性化の一助になれば効果的であろうと思うところであります。以上、2番目の質問であります。

**寺井強議長** 山下企画財政課長。

**山下光雄企画財政課長** 議長。

林議員の不用公的建築物の解体撤去についてのご質問にお答えいたします。

旧小学校をはじめとする公共施設の解体撤去計画については、近い将来、多くの公共施設が老朽化して更新の時期を迎えるとともに、人口減少により、施設が過剰になることが見込まれたことから、平成29年3月に各施設の今後の在り方や方向性を示した志賀町公共施設等総合管理計画を策定しております。

この計画の中にある施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、老朽化した施設は改修や統廃合することとし、不用となった施設は順次解体撤去していくこととしております。

町では、この計画に基づき地元のコミュニティ機能を有する旧小学校の体育館を除く、旧西浦・熊野小学校の校舎棟をはじめ、不用となった施設の解体撤去を予算調整しながら、町内業者の指名又は一般競争入札により実施してきたところであります。

今年度は、現在、旧堀松保育園の解体工事を行っており、跡地については堀松地区の社会体育大会や敬老会など、社会教育活動の駐車場として広く利用していただきたいと考えております。

また、新年度予算には、旧加茂小学校の校舎棟とプール棟の解体工事にかかる実施設計費を計上しております。

今後、解体を予定している学校施設は、旧加茂小学校を含めて5校となりましたが、解体撤去にかかる事業費は、1施設当たり1億から2億円程度と多額の財政負担を伴います。

さらに、事前調査でアスベストが含有する特定建築材料などが見つかった場合には、飛散防止対策として建物の囲い込み工事を実施しなければならず、事業費もさらに数千万円単位で増加することとなります。



ご指摘の旧学校施設にかかる管理経費の削減については、施設を解体撤去することにより、電気料金や上下水道料金、施設・設備にかかる保守委託料などが削減できますが、先程申し上げましたように解体撤去には多額の費用がかかることから、国の補助制度等も活用しながら、中長期的な視点で計画的に進めていきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。財政厳しい中かと思えますけども、いずれ撤去、解体しなければならないものであれば、財源の捻出等に知恵を絞って町債等も使いながら、早期に解決した方がいいかと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて3点目の質問を行います。

冒頭の福田議員の質問と重複する点もありますが、できるだけ簡略化して質問したいと思えますので、よろしく願いいたします。

上水道及び下水道に係る設備や管路の更新計画を尋ねるとともに、地元関連事業者との連携調整により、適時適切な発注業務を行い、発注量の平準化を図れないかとするものであります。

去る2月16日の北陸中日新聞に県内自治体が管理する上水道管の老朽化率の掲載がありました。皆さんもご覧のことかと思えます。それによれば敷設から40年の法定耐用年数を超える管路の割合、所謂全体延長の老朽化率が金沢市では44パーセント、宝達志水町が31パーセント、続いて志賀町が26パーセントとのことであります。

志賀町の管路総延長が392キロメートルであり、うち40年を超える老朽管路が102キロメートル、実に4分の1を超える管路が法定耐用年数を超えていることとなります。2018年度では、年間で約3キロメートルの更新に留まるとのことであり、極めて憂慮される状況となっております。

今後の設備更新、管路の敷設更新の計画を示していただきたいと思えます。また、今回の報道は、上水道管に関するものでありましたが、この際関連する志賀町での下水道事業における更新計画のあらましも併せて説明していただきたいと

思います。

また、現状の地方におけるインフラ整備は高度経済成長時の国土全体の均衡発展を目指した当時の仕法がいまだに継続し、人口減少時代となった今日の状況にはふさわしくないものも多くなっているのではないかと推察いたします。

志賀町でも将来に向けてゾーン形成したコンパクトシティ計画の必要な時ではないかと思えます。小泉町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

林議員の上下水道に係る施設等の更新計画についてのご質問にお答えいたします。上水道の老朽管の更新工事については、先の福田議員のご質問にお答えしたとおり、耐用年数を超え、漏水が多く発生している箇所を優先して実施しております。

設計時には、老朽管を掘り起こす経費の削減や、地域の状況によって管路の短縮、宅地等がなくなった場所は更新しないなど、効率的な改修に努めております。

また、工事の発注にあたっては、四半期に分けたり、工区を分割したりするなどし、工事の平準化を図っております。

来年度からは、国庫補助事業の対象となる更新工事が追加される見込みですが、年間3キロの水道管を更新するには、約2億4千万円の工事費がかかり、そのことが経営を圧迫している状況にありますので、引き続き、収支状況を見ながら、工事を進めていきたいと考えております。

また、下水道施設の更新につきましては、管路はまだ経過年数も短いことから、現在のところ、更新の必要はありませんが、処理場の機械設備等については、耐用年数に近いものが多くなっていることから、順次更新していく計画であります。

公共下水道施設においては、令和2年度までは長寿命化計画に基づき実施し、令和3年度からストックマネジメント計画に基づき、順次更新を進め、農業集落排水施設においては、引き続き、機能強化事業を実施していくとともに、施設の統廃合による機能集約を進めながら、費用の削減を図っていきたいと考えております。

福田議員のご質問でも答弁しましたが、本町にとりましては、下水道の接続率

の向上が、事業経営における喫緊の課題となっております。

法律及び条例によって義務付けられておりますので、議員や町民の皆様方には、接続していただくよう、お願いを申し上げます。

また、郊外に広がる地域の生活機能を一定の範囲内の箇所に集中させるといったコンパクトシティへの取り組みについては、本町においては、集落は点在しており、町内全域に上下水道が整備されていることを考えると、仮に実施するとした場合には、新たなインフラ整備などに莫大な投資が必要になるものと見込まれることから、馴染まないものと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** 議長。

コンパクトシティのことについて町長は考えていないということでありましたけれども、以前10数年前のことになりますけれども北海道に中標津町という町がございます。ここは、かなり広い農村地域なんですけれどもこれを見事に実現している町を議会でも視察したことがございます。そこらあたりもまた参考としながら、移住促進の奨励金等も上手く活用しながらできるだけ中心地に人口が集まるような仕掛けも今からやっていく必要があるのかなとも思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

それでは、4番目の質問です。

令和元年10月1日から販売されたプレミアム付き商品券販売実績や使用状況、その効果の評価や反省点を示していただきたいとするものであります。令和元年10月1日の消費税増税に伴って、家計負担の軽減や地域の消費を下支えする目的から、国において実施された事業であります。

住民税非課税の方及び3歳未満の子育て世代を対象とするものであり、2万5,000円相当の商品券を2万円で購入できるものでありましたが、大変お徳感があったにも関わらず、他の自治体においても不評との報道もありました。志賀町での販売、使用状況、その効果や反省点を示していただきたいと思います。

商品券の使用に関しては、本年2月末までとなっておりますので、最終結果は出ていないのかもしれませんが、現時点においての良い評価、反省点にはどのようなものがあつたのかを示していただきたいと思います。以上第4点目の質問であ

ります。

**寺井強議長** 山下企画財政課長。

**山下光雄企画財政課長** 議長。

林議員のプレミアム付き商品券の販売についてのご質問にお答えいたします。本事業は、国において、消費税率の引上げに伴う、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的に実施されたものであります。

町では、事業実施にあたり、広報やケーブルテレビ、各区へのチラシの回覧などで、広く周知するとともに、商工会の協力を得ながら、町内のほとんどの店舗で商品券を使用できるよう、利便性の向上に努めたところであります。

しかしながら、昨年8月の事業開始当初から、非課税者の購入引換券の申請が低調であったことから、申請期間を2か月延長したほか、1口4千円単位で購入することができることをPRするなどの対策を実施してきましたが、最終的には、申請率は39パーセントに留まっております。

また、1月31日をもって商品券の販売を終了しましたが、販売額の合計は3,060万円となっております。

このような結果となった要因としては、県が実施したアンケートによると、購入方法の煩雑さをはじめ、現金支給ではなく商品券の購入であることや、低所得者には最大2万円の現金の支出は厳しいなど、手続きが煩雑な割に恩恵を受けられる金額が小さいことが挙げられております。

なお、商品券の使用状況については、現時点で把握できません。

このように、本事業は、国が消費税の増税に合わせ、生活弱者に対する負担軽減策として実施したものであり、町は、国のルールに従い、適正に業務を遂行したものであり、事業に対する評価や反省をする立場にはないものと認識しております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 林一夫君。

**林一夫議員** 議長。

ご答弁ありがとうございました。

今、説明いただいた訳ですけども、その説明の中でも生活弱者に対するという表現がありました。これは私なりの感想ですが、この制度の考え方自体を国がも

う少しちゃんと考えるべきであったなという風に思っております。

今、申し上げたように対象者を生活弱者という風に表現したり、あるいは、住民税非課税者と言ったり、ここからして私は間違っている施策であったというふうに思っております。

対象となった方々が、堂々と胸を張って役場に申請ができて、商工会で購入できて、店舗で購入ができる、そういう仕組みであったかどうかということについて、残念ながら使用者については遠慮がちに躊躇しながらこれを利用せざるを得なかったのが、今回のプレミアム商品券ではなかったのかと思います。当然、志賀町役場だけの問題ではないと思いますけども、行政全般にわたる問題だと思いますので、こういうことのないようにフラットな社会のために各自知恵を図っていただきたいとこのように思います。以上を申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 議長。

日本共産党の中谷松助です。

私は、第1回定例会にあたりまして、5点について質問させていただきます。

まず始めに新型コロナウイルスへの対策、対応の見通しについてであります。

今、新型コロナウイルスによる肺炎が国内各地に拡大しております。全国どこでも市中感染のおそれがあります。本町も例外ではありません。

新型コロナウイルスは、無症状でも感染が発見されるなど、やっかいなウイルスということで不安が広がっています。

そこで、もしも町民の中で通常の風邪などを疑うような症状が出た場合、やはり手遅れにならないようにと早く医者にかかりたいわけですが、そのようなとき直接、富来病院や志賀クリニックなどに行っても診察してもらえるのかどうかということでもあります。

そして、本町保健福祉センター等で相談問い合わせ窓口の設置、拡充はあるのかも含めて、本町での新型コロナウイルスへの対策、対応の見通しについてお伺いいたします。

なお、国に対してはマスクの早期確保や、ワクチン、治療薬の早期開発、そして何よりもどこでも早く検査ができるような体制を確立するよう求めていただき

たいと思います。

次に、お祝い金等の商品券の利用店舗拡大についてであります。

本町では88歳、いわゆる米寿での敬老福祉金、出産祝い金、多子世帯入学祝い金、高齢者運転免許証自主返納交付等への祝い金として商品券の交付事業があります。

しかし、町内で欲しいものを自由に気軽に買えて、魅力いっぱいであってほしい商品券に利用店舗の制約があって魅力半減です。というお声を聞きました。確かにそうだろうと思います。

そこでご提案なのですが、2月末までの志賀町プレミアム付き商品券の利用取り扱い店舗までは広げていただき、交付された方の利便性を図ればどうかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は役場での女性管理職の登用についてであります。兼ねてから男女雇用機会均等法、男女共同参画社会、そして今、ジェンダー平等社会をと言われています。

そんな中、本町の役場内での女性管理者と言えば、富来病院の総看護師長お一人であります。本町での若者定住、中でも若い女性の定住促進にもつながっていくものと確信するものでありますが、役場内での女性の視点に立った意思決定を持つ地位の女性管理者を意識的に登用し、女性活躍の姿を可視化して、より活気ある役場にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、教員の1年単位変形労働時間制の選択についてであります。

昨年12月4日、過労死が増える、先生を続けられなくなる等の強い反対の声を押し切って、安倍政権は公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案を強行成立させました。

今年は各自治体で制度導入の是非の議論が加速されます。

この制度は、1日8時間労働の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定したうえで、繁忙期の所定の労働時間を延ばし、閑散期の所定労働時間をその分短くします。

人間は、寝だめや食いだめは出来ません。もちろん働きだめ等はできません。

働くものの健康と生活にとって大変問題がある制度です。毎年行われます5月1日のメーデーでの起源である8時間働き8時間寝てそして残りの8時間は自由時間という要求はあまりにも有名であります。

また、学校管理職や事務員の更なる負担増になるものと思われ、何よりも子ども達への影響が懸念されます。

ただ、この制度はあくまで選択制、つまり県が条例を定めるかどうか、条例ができたもとでも個々の自治体や学校が導入するかどうか、いずれも自由です。

また、各学校で導入するかは毎年度決めます。ですから、あくまでも先生方ともよく議論されて、押しつけにならないように求めるものであります。そこで、変形労働時間制導入に当たっては、基本的な前提が設けられていますので、お聞きしますが、本町学校現場において勤務状態がきっちり管理されているうえで国のガイドラインの残業、月45時間、年間360時間以下の順守はされているのでしょうか。お伺いをいたします。

最後に原発ゼロ、志賀原発廃炉についてです。東京電力福島第一原発事故から丸9年が経とうとしています。熔融核燃料、いわゆるデブリの状態はほとんど分かっていません。増え続ける汚染水処理の見通しもたっていません。事故がどのように発生し、どのような経過を経て進展したのか、詳しいことはほとんど分かっていません。

今なお避難生活を余儀なくされている多くの被害者への賠償等も全く不十分なままで、汚染された土地の除染も終わっていません。更に30年、40年かけて行うという廃炉作業は、計画どおり進むのかこれまた見通しはありません。

そんな中、この間、昨年9月、関西電力トップらが高浜町元助役から多額の金品を受け取っていた、いわゆる関電原発マネー問題が報道で明らかになりました。今年に入って1月17日広島高裁は地震と火山噴火の両面から甚大な被害が及ぶ危険があると、愛媛県四国電力伊方原発3号機において運転を差し止める仮処分の決定をだしました。その結果、定期検査が終わる4月以降も運転できない状態です。

2月に入っては、日本原電敦賀原発の地質データが都合よく書き換えられていたという審査の根幹を揺るがす背信行為が発覚しました。これらのことを見ましても、いかに原発の再稼働には、ひとかけらの道理もないことを伺えます。負の資産を後世に残す訳にはいきません。

原発ゼロ、再生可能エネルギーの拡大をその立場から北陸電力には一刻も早く志賀原発の廃炉を決断し、引き続く再生可能エネルギーの開発に力を注がれるよ

う求めるべきではないでしょうか。

以上5点について質問をいたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の新型コロナウイルスへの対策についてのご質問にお答えいたします。国では、新型コロナウイルス感染症対策について、社会への影響を最小限にするための対策をまとめた基本方針を決定しています。

今回ご質問の、町民が風邪等を疑うような症状が出た場合、手遅れにならないように富来病院や志賀クリニックで受診できるのか、という点についてであります。感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることとなります。

そこで、国の基本方針に則り37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、又は、強いだるさや息苦しさなどの症状が疑われる場合は、直接、富来病院や志賀クリニックを受診するのではなく、能登中部保健福祉センターの帰国者・接触者センターに電話で相談していただくこととなります。

そして、その相談内容が受診の目安となる状態であれば、そこで初めて、帰国者・接触者外来として機能を持つ病院が紹介され、保健所の指導のもと受診することとなります。

なお、帰国者・接触者外来を担う病院名については、前回の新型インフルエンザの対応時に公表したことで大混乱を招いたことから、今回は非公表となっております。

町の対応につきましては、南正紀議員のご質問にお答えしたとおり、新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて行うこととなります。

また、ご質問の今後の対応の見通しやマスクやワクチンの確保、相談窓口の設置、治療薬の早期開発・検査体制の確立につきましても、国が定めた基本方針にも示されておりますので、その動向を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁と致します。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させていただきますので、宜しくお願いいたします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。



**間嶋正剛教育長** 議長。

中谷議員の教員の一年単位、変形労働時間制の選択についてのご質問にお答えいたします。

学校における時間外勤務時間につきましては、平成29年度より削減に努めており、昨年4月から本年1月までの平均では、平成29年度と比較して、小学校で月約3時間、中学校で月約11時間の削減につながっております。

そして、本年度の状況ですが、月平均で、小学校が約44時間、中学校が約59時間となっており年間の予測としては、小学校で約530時間、中学校で約700時間となり、取組の成果は見られるものの、国のガイドラインを超えている現状となっております。

町としましては、このような状況を踏まえ、教員の働き方改革をさらに進めるため、引き続き業務の削減や平準化等に取り組んで参ります。

また、変形労働時間制については、今後の国や県の動向をしっかりと注視し、適切に判断していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 浜村総務課長。

**浜村大総務課長** 議長。

中谷議員の役場での女性管理者の登用についてのご質問にお答え致します。

本年度の町の職員数は336名であり、そのうち174名、約51.7パーセントが女性となっております。

女性管理職については、管理職総数42名のうち、富来病院総看護師長の1名で、女性の比率は2.4パーセントとなっております。

ちなみに、女性職員のうち、係長相当職以上の職にある者については、課長補佐相当職が63名のうち26名で、41.2パーセント、主査など係長相当職が47名のうち30名で、63.8パーセントとなっており約半数が女性であります。

町では、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援する環境を整備するために策定した特定事業主行動計画において、管理的地位にある職員に占める女性の割合の目標を10パーセントとしております。

その目標達成に向けて、上位職へのキャリアアップ研修などへの積極的な参加を促し、管理職として必要な知識の習得や課題解決能力を磨いてもらいたいと

思っているところであります。

そして、人事評価や自己申告書を参考にしながら、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に進めていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

中谷議員の志賀原子力発電所の廃炉についてのご質問にお答え致します。

国のエネルギー基本計画では、2030年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すこととしており、原子力については、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であるとされております。

志賀原子力発電所につきましては、現在、原子力規制委員会において、法律に基づく新規制基準の適合性に係る審査会合が継続して行われ、先の会合では陸域における敷地内断層の活動性評価について、本格的な議論が行われたと聞いており、町としては、その状況を注視しているところであります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** 議長。

中谷議員のお祝金等の商品券の利用店舗拡大についてのご質問にお答えいたします。

町の各種事業で交付をしております商品券は、志賀町商業振興協同組合、いわゆる志賀スタンプ会、又は、富来商工会に加盟する店舗で使用できる商品券であり、大型店等については、志賀スタンプ会や富来商工会に加盟しない限り取扱することはできません。

この度の国の事業として発行されたプレミアム付き商品券とは、発行の主体や趣旨が全く異なるものであることを、ご理解いただきたいと思っております。

志賀スタンプ会や富来商工会発行の商品券の交付を受けた方が、利用店舗に制約があるため、広く使えるようにということではありますが、町としては、祝金を商品券にすることで、贈る側である町の祝意を認識していただき、町内の店舗で購入してもらうことで、他市町への購買流出を防止するとともに、町内

の小規模商店等を支援することにも繋げ、町の経済の活性化を図っていく観点から、実施しているものであります。

なお、志賀スタンプ会、富来商工会では、ポイントカードのシステム改修を機に、新たな会員を募り、従来の商店や飲食店などに加え、新たにシオンやいこいの村などの観光施設でも使えるようになっており、町としては、さらなる魅力ある商業サービスの環境整備と地域経済の振興に貢献できるものと期待をしているところであります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** 議長。

3点について再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルスへの対応についてでありますけども、先般配布されました志賀町からのお知らせというのがありますけども、この中で下の方に発熱等の症状がみられるときは、学校や会社を休んで下さい。発熱等の風邪症状が見られたら、毎日体温を測定して記録してください。と書いてありますけども、我々は新型肺炎か普通の風邪か分かりません。熱が出た場合に2日も4日も待ってられません。即お医者さんにかかりたいわけですが、一般的といいますか、直接富来病院や志賀クリニックに行ってもいいのかということでございます。いちいち電話をして行かなくてはいけないのか、そこを聞きたい訳でございます。

それともう一つは一般的なお問い合わせはということでここにも書いてありますが、本町の保健福祉センターへ電話してもいいのかどうか。お問い合わせできるのかどうかということでこの2点をお聞きしたいと思います。

2つ目は、お祝い金等の商品券の利用店舗拡大についてでありますけども、結局使えるお店がなくて、仕方なくお酒を買わざるをえなかったと、非常に不満を訴えておられました。

ですから、本町での雇用確保にもつながっています、例えばホームセンターやドラッグストア等で使えるようにして欲しいということでもあります。その辺も考えていただいて、是非お願いしたいと思います。

3点目は教員の1年単位変形労働時間制の選択についてでありますけども、導入の前提をまだクリアしていないということですので、この問題はじっくり時間

をかけて各学校の教職員の皆さん方と慎重な話し合いを行うことが先決でありまして拙速な導入選択はしないよう求めるものであります。以上3点についてお願いいたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの対策についてでありますけれども富来病院や志賀クリニックを受診してもいいのかということでありましたけれども、先ほども言いました通り、志賀クリニックや富来病院を受診するのではなく、能登中部保健福祉センターの帰国者・接触者センターに電話で相談していただくこととなります。

そして、その中で初めて受診となる目安であれば、そこで初めて帰国者・接触者外来を持つ病院が紹介され、保健所の指導の元、受診することとなりますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、町民の皆様には感染を広げることのないよう、そうしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

中谷議員の再質問に対するご質問にお答えいたします。

ホームセンター等で商品券を利用できないのかとのご質問でございますが、志賀スタンプ会や富来商工会に加盟をしている店舗しか取り扱いできないこととなっておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

また、志賀スタンプ会では、約70店舗、富来商工会においても60店舗の商品券の利用可能な店舗がございますので、そちらの方をぜひご利用していただきたいという風に考えておりますので、以上、中谷議員の再質問に対するご答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** 議長。

中谷議員の再質問にお答えいたします。

町内4校の教員の勤務時間の状況をしっかりと確認いたしまして、国、県の動向を注視しながら、検討して参りたいと思っております。以上でございます。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** 議長。

1点だけお願いします。

新型コロナウイルスの対策、対応ですけれども私がお聞きしたいのは、新型肺炎というよりも、一般的に普通の風邪と思った時には富来病院や、志賀クリニックはいつものように行けばいいということですね。そのことをちょっと確認したいのですが。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の再々質問にお答えいたします。ご本人が海外に出たり、様々な感染者との濃厚接触があったと等認識している場合には、富来病院や志賀クリニックに直接行くのではなく、能登中部保健福祉センターに相談していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** 議長。

以上、いくつかの前進面は大いに評価させていただきますが、それ以外は引き続き求めていくことを申しまして、私の質問を終わります。

**寺井強議長** 7番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

お昼をまわりそうですけれども質問を続けていきたいと思います。

最初に国家公務員の定年を65歳にする法案が今国会で審議されています。地方公務員もそれに準じた対応となりますが、定年延長に対する町の対応を聞くものです。これが第1点目です。今国会で国家公務員法改正案が審議され、おそらく法案が可決されると思います。それに準じての地方公務員も自治体が条例で定め、国家公務員同様に65歳定年に延びる見通しとなります。これは、22年度より2年ごとに定年を1歳ずつ延ばし、最終的に65歳とするものですから、実際に今現在働いている人が完全に65歳を迎えるのは、2030年度になります。

ここで一番の問題は、定年延長とともに役職定年制で管理職を降格させる管理職の処遇と総務省が求める3割の給与カットで7割水準に抑えるよう求める方針だと思います。

そのような水準でと考えているのかどうか、役職定年制は法律が施行される年

から適用になるのでしょうか。併せてお聞きします。

**寺井強議長** 浜村総務課長。

**浜村大総務課長** はい、議長。

堂下議員の定年延長等についてのご質問にお答え致します。

定年年齢の引き上げに係る国家公務員法及び地方公務員法の改正法案は、現在のところ閣議決定も行われておりませんが、年齢を引き上げることにより、引き続き65歳まで管理職のまま勤務することになれば、組織の新陳代謝が図られず、硬直化することも考えられるため、役職定年制の導入が予定されております。

今後、地方公務員法の改正内容を踏まえ、国家公務員に準じた年齢引き上げに係る取扱いを検討していくことになると考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 今ほどの役職定年制なんですけども、2022年度から導入するのか、それともしばらく様子を見てやるのか、色々な形で皆さんも含めて関心のあることですので、その辺考えているようなら、ありましたらお願いします。

**寺井強議長** 浜村総務課長。

**浜村大総務課長** 議長。

堂下議員の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、まだ法案が閣議決定されておられません。我々の情報とすれば、今月10日に閣議決定するという事も聞いておりますが、現在のところ改正内容が示されていない状況ですので、国家公務員法、国家公務員に準じた年齢引き上げに係る取り扱い、ご質問にありましたその年からやるのかということも国家公務員法に準じた形で実施していくことになると思っておりますので、ご理解いただきたく思いますようお願いいたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議長。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。

地方気象台の合理化が図られていることが報道されていますが、気候変動期に入ったという昨今であります。地方気象台の合理化があっても災害時の緊急対応については万全の対策がとれるのかということと、合理化に反対するように求め

るものであります。

これは、全国の地方自治体に共通した課題なので全国町村会でも提起し、問題として取り上げ、政府に合理化をしないように働きかけるべきではないかと思えます。

国の合理化計画に沿って、全国50か所にある地方気象台が22年度までに全国45か所が夜間業務を順次廃止し、夜間業務は管区気象台や規模の大きい気象台と災害に備えて職員が一人泊まる体制になるといいます。全国の自治体では夜間でも地元の状況に詳しい専門家の存在は貴重だったのに非常に残念であると不安の声が上がっています。

どのタイミングで住民に避難を呼びかけるのか等の判断をするのに非常に頼りになったとも報道されています。

地方気象台が合理化されると夜間に突発的な災害が起きた場合、地域の実情に詳しくない職員が複数の自治体への対応に追われることになりかねない、きめ細かな対応が難しくなるおそれがあると災害情報学が専門の東大の特任教授も指摘しております。

自治体の首長が避難を判断する根拠となる情報は各地の気象台が提供したわけですが、ここが合理化されたのでは、全国首長の皆さんも何に頼って判断すればいいのか困るのではないのでしょうか。

災害での最大の被害者は、地域に住む住民であることを考えれば、合理化は地域住民の切り捨てではないかと思えます。町長一人で何とかなるしろものではありませんので、ここは全国町村会にも提起し、地方6団体とも連携しながら、地方気象台の合理化をやめさせるべきだと思いますが町長の考えをお聞きします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** 議長。

堂下議員の地方気象台の合理化についてのご質問にお答え致します。

昨年末、気象庁は、令和4年度までに、業務見直しの一環で、地方気象台の45か所の夜間業務を廃止し、管区気象台など、11か所に集約する方針であるとした新聞報道があったことは、承知しております。

今回の見直しについて、気象庁では、近年相次いで発生している自然災害を踏まえ、住民の的確な防災活動や行動に結びつくよう、地方気象台が自治体と一体

となって、これまで以上に地域の気象防災に一層貢献していくための業務、体制の強化を進めていくこととしています。

北陸管内では、金沢地方気象台ほか、各県の気象台と、中枢機関としての新潟地方気象台が連携し、より充実した予報、警報等を迅速に提供できる体制にするとのことでもあります。

具体的には、新潟地方気象台では、スーパーコンピュータによる解析など、予想資料を十分に活用し、北陸管内の気象台との支援機能強化や連携を図り、金沢地方気象台においてもこれまでどおり地元精通した予報官による気象状況の把握や警報、注意報等の発表判断のほか、自治体からの問合せ等を含め地域に寄り添った対応ができることとなります。

また、金沢地方気象台では、夜間においても平穏時の宿直体制を確保し大雨などの異常気象が予想される場合には、緊急時に備えこれまでと同様に増員体制を確保するなど、万全を期した防災体制で対応するとのことでもあります。

このように、地方気象台と中枢機関が一体となることで、より充実した予報、警報等が迅速に提供できる体制となるものと考えております。

また、現在、平常時においても、自治体への地域支援業務の強化として、研修会等の講師派遣のほか、集中豪雨等が予想される場合は、避難情報の発令の参考とするため、町長と気象台長とのホットラインが活用されていますが、今後も継続していくとのことでもあります。

また、気象台では、自治体との顔の見える関係づくりに取り組んでおり、昨年も金沢地方気象台のトップである気象台長が2回来庁し、最近の気象状況について、町長と意見交換もしています。

このようなことから、町としては、この地方気象台等の業務体制の変更は、合理化とは考えておらず、今後とも、気象台と連携を密にし、正確な気象情報に基づいた避難情報等、発令するタイミングを的確に判断し、町民の安全・安心を確保していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議長。

今ほどの答弁のとおり上手くいけばいいのですが、例えば、今ほどコロナウイ



ルスの話もありましたが、所謂日本の感染研究所ですか、あそこが合理化でこの間10億円以上も減らされているという影響が今出ているとの話もありますので、直接結びつくか別にしても、国の機関の合理化って10年後とかそういう形で出てくる可能性がありますので、本当に今の言った形での答弁どおりでのことで上手くいくんでしたら、それは言う事ないんですけども、その辺を含み置きといいますか、心に留めておいて欲しいと思います。

3番目に原発関連の質問についてを3点ほど。

まず、ヨウ素剤の事前配布についてです。2月4日小泉原子力防災担当大臣、環境大臣は、全国の原発立地県にヨウ素剤の事前配布を要請したというニュースがありました。町の対応を聞くものです。

30キロ圏内にも事前配布するという大臣の要請がありました。大臣は私に言わせれば、ごく当然のことを言ったままでありますが、受ける自治体の反応が問題だと思っております。

石川県に至っては、原発は長期停止中のために危険性は低いのでヨウ素剤の配布はしないと言っているようですが、原子力規制庁はリスクはある事前配布をすべきだと報道されています。

志賀原発がまだ臨界前、稼働していないならまだしも、敷地内での活断層問題も決着がつかず、更に特定重大事故等処理施設、テロ対策施設にあたっては、建設すらされていない状況にあります。

原子力規制庁の言うリスクがあるという観点から、安定ヨウ素剤の事前配布すべきと考えるがどうか。

東海村に隣接し、市内全域が30キロ圏内にあるひたちなか市は、人口の15万人のうち5キロ圏内には15,000人居住しています。この間の事故おそらくJCO事故、福島第一原発事故等どのように受け止めているのか市の解説によりますと原子力事故が発生した場合、事故の影響は5キロ圏内だけに留まる問題ではないことは明白で、5キロ圏とその他の地区に線を引くことは意味のないものと考えています。

また、避難においては想像を絶する困難が想定され、緊急時に的確に受け取ることができず、服用時期を逃してしまう恐れや、放射性物質が外部放出されたのと配置場所に向かうことによって被ばくするリスクも考えられ、事故発生後の避

難を要する緊急時に安定ヨウ素剤をすべての市民に混乱なく配布するには、事実上不可能であると考えています。

本地域は、5キロ圏と同様の予防的防護措置を実施することが可能性の高い地域であり、事故発生時に即座に服用できるように全市民を対象として安定ヨウ素剤を事前に配布する必要があると考えていますと、事前配布に至った経緯を言っております。

30キロ圏内に位置する自治体として、市民の命と健康を守るにはどのような方策を取るべきか勘案しての事前配布する方針決定だったかと思えます。

それに対しても、石川県と内閣府や原子力規制庁の見解の相違には驚きます。

緊急時には、石川県の職員が馳せ参じて安定ヨウ素剤を配布して歩くのでしょうか。原子力災害対策指針では、5キロ圏内の住民に事前配布すると定めているわけですし、30キロ圏内においても自治体の判断で配布可能となっております。

大臣の配布要請にもありますので、今回の大臣要請になる事前配布の町長の考えをお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の原子力発電所に関連してのご質問にお答え致します。

まず、安定ヨウ素剤の事前配布についてであります。安定ヨウ素剤については、国の原子力災害対策指針等において、5キロ圏内では、住民への事前配布、5キロから30キロ圏内では、自治体が備蓄し、緊急時に配布することが原則とされております。先般の小泉原子力防災担当大臣の発言は、現行の指針の枠の中での取り扱いとして、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される30キロ圏内の住民への事前配布が実施可能であることを、改めて周知したものであります。

国からは、長期間停止している原子炉からは放射性ヨウ素が放出されていないため、安定ヨウ素剤の服用が必要な事態は生じないとの見解が示されていることなどから、現時点で事前配布は行っておりませんが、県では、国の基準に従い、30キロ圏内の本町を含む、全ての住民等が服用する分の安定ヨウ素剤を適切に確保し、備蓄しているところであります。

事前配布の検討にあたっては、実施時期を含め、対象地域についても県と慎重

に協議していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議長。

再質問ですけれども、全国の原発立地関係の県、自治体関係ですけれども、これNHKの資料なんです、残念ながら事前配布していないのは、ここだけなんです。志賀地域だけなんです。皆さんもご承知だと思いますけれども、全国平均では42パーセント、しかも長期間動いていない原発いくつかあると思いますけど、そういう地域であっても事前に配っているということなんです。ですから本当に地域住民のことが大切だとなるとやはり簡単な話ですから、そんなに難しいことではないから、事前に配備している自治体がいっぱいあるわけなので、そういったことを習いながら置くと。

前回の新聞記事にもありましたけれども、規制庁の言ってることと県の言ってることになぜこう違いがあるのか。となると地元の自治体の首長が地域の皆さんのことを真剣に思ってくれているなら、県と喧嘩してでも対応していくのが筋じゃないかと思えますけれども。お答えください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

堂下議員おっしゃるように規制庁と県の言ってることは違うとありますが、私にすれば、規制庁の言ってることと国の言ってることは全く異なっていることだと思っております。が、しかし、私どもといたしましても県としっかり検討しながら今後、配布についても検討させていただきたいと思っておりますし、何よりも私も町民の安全、安心のことは第一に考えておりますので、そのことについてご理解いただき答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議長。

まだやりたいわけですが、やっても答えが出てきませんから、次の問題に移ります。

2番目に福島の実況についてですけれども、この議場にいらっしゃる皆さんも含めて多くの方が現在も福島県が政府の原子力非常事態宣言の中にあるとお忘れか

と思います。

福島原発事故より間もなく丸9年経ちますけども、避難解除されている地域でも帰還する町民は少なく、解除された市町村の居住率は28パーセントと報告されています。解除の目途が立たない地域や戻らないことを決めた住民も多いと思います。

再開された役場の富岡町役場職員も家族を県外の避難先に残して単身赴任で職務に当たっているともお聞きしました。

このような長期の非常事態宣言を予測できたでしょうか。あるいは避難解除がされても多くの住民は帰らず、町の再興は思うように進んでおらず、今後も厳しいと思いますが、この現実を見ての感想も今年もお聞きします。

昨年も私は福島原発事故被災地の視察をしてきました。福島駅から飯館村経由で高速道路を南下し、浪江町、二葉町、大熊町、富岡町まで行き、帰ってくるようなコースでありましたけれども、全く同じコースではありませんでしたけれども、飯館村におきましては、前回見られた汚染土を詰めたフレコンパックの山は場所を決めて集中管理をされていました。いわゆる県道で、私たちの目に見えるところはどけてありますけども、実際はちょっと隠れたところにあると聞きました。

また、除染のやり方については、これは飯館村の建設業を営んでいる村会議員の話ですが、資材を置いている箇所は資材をどかさないと除染作業はせず、終わったことにしているという報告をしていました。

所謂敷地の中に資材があればその部分は除外をして、除染をしてその地区は終わったということです。

勿論膨大な里山は除染の対象とはならず、雨がふるたびに山の表土が流出していることは言うまでもありません。

高速道路では数キロ置きに、放射線の表示が電光掲示されており、いまだに緊急事態宣言中であることを実感させられます。

原発立地自治体の首長として、志賀町に思いをはせながら現実を見ていると思いますが、丸9年を目前に控えている福島原発事故の被災地の状況をどのように見ているのか町長にお聞きします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の被災地の現状についてお答えいたします。

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から間もなく9年が経過をいたしますが、未だに多くの方々が避難生活を余儀なくされている現状であることを考えますと、改めて、町民の安全・安心を確保していくことの責任の重大さを痛感しているところであります。

そして、私自身、昨年10月に、福島第一原子力発電所の視察に行き、現地を見てきたところであります。

楢葉町のJヴィレッジから、福島第一原子力発電所へ行く国道6号沿いでは、商業活動が再開されるなど復興に向けた明るい兆しも見られましたが、避難指示が解除された区域であっても、住民の帰還は、まだまだ進んでいない現状であることが感じられました。

福島第一原子力発電所の廃炉作業については、数年前に視察した時と比べ一歩ずつではありますが、進捗している状況が見られました。

被災地においては、復興・再生に向けた様々な取り組みが進められているものの、地域によって復興の進捗が異なり、また、住民の帰還率についても、自治体ごとに大きく異なっているようであります。

帰還が進んでいない背景については、被災した各市町村が、毎年、住民意識調査を行っておりますが、富岡町の調査結果では、戻らないと決めている理由として、既に生活基盤ができているから、また、避難先の方が生活の利便性が高いからといった理由が上位に挙げられています。

このような調査結果から見ても、全住民が元の自治体へ帰還することは、非常に難しいものと考えられますが、避難者が元の生活に戻ることができるよう、国が前面に立って、帰還困難区域であっても、除染を着実に実施し、住民が安心して生活していくことのできる住環境等の整備が必要不可欠であります。

国に対しては、今後とも、被災者に寄り添った迅速な復興、再生への取り組みを促進するよう、機会を捉えて要請していきたいと考えております。

また、今なお、避難されている方々には、1日も早く、安心して平穏な日常生活が取り戻せるよう、切に願うものであります。

以上、堂下議員の答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議長。

町長のお答えにもありますように、帰れない理由の一つにすでに避難先の生活ができている。そういう形の中で、今更、新しい町づくりをしても来ないということは重々分かっていたと思うけど、そういった意味では1年生だったら9年間だから高校、小学生なら大学へ行く。新しい生活がその地域でできてしまう。

ですから常に僕らは、地元にいる人間としては、志賀町でもそういうことが起きたらどうするんだろうということをやはり考えてしまいますね。

ひとたび事故を起こすとこの町は壊滅するんだというぐらいの危機感を持って臨まなければならないし、被災地の現状を見つめていく。実際、国が色々やっただとしても現実的に戻らないわけですね。残念ながら。

ですから、絶対起こしてはいけないと。最大の障害は何かというとやはり再稼働なんです。それさえしなければ、当面はそういうことにならないと。それに期待を持つと必ずそういった運命をたどらざるをえないというのは、残念ながら今の現状だと思います。

なぜ、こんなことをいうのかというと、こちらに帰ってくる前に水俣にいたわけです。それは皆さんご存知ですが、60年経ってもやはり解決していないと。いろんな意味で解決図られてますけど、残念ながら根本的に2世、3世に出てくるということが現状でありますので、そういうこと実感してきた中で言わざるをえないということです。

最後になりますけど、最近、電力業界の不祥事といいますか、好ましくないこと、先ほど質問された方もいましたが、関電の問題、あるいは四国電力の電源喪失の問題、日本原電のデータの書き換え問題などありますけども、いわゆる原発を推進しようとする方にしても由々しき問題だと思います。とっていると思いますが、この現実を先ほどの質問と若干関連してきますけど、どのように受け止めているのか最後の質問として終わりたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の電力業界での不祥事についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、他の地域の原子力発電所に関わることであり、コメントする立場ではありませんけれども、原子力発電所の立地は、地域住民の理解とと

もに、信頼関係の上に成り立っているものであり、この信頼を失墜させるようなことは、決してあってはならないものだと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議長。

1点だけ、簡単な質問です。

今回、関電の問題で最後、飛び火して玄海町へいきましたが、色んな状況が重なって行ったと思いますが、逆にいうと状況が、再稼働が進行していなかったものですから、こっちにこなかったというものであります。

そういうことがお宅の町にもあったのではないかとお話される方もいるので、ないと思いますけど、町長の口からひと言お願いします。それで終わりたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

そのようなことは決してないと思っておりますし、信じております。以上です。

**寺井強議長** 堂下健一君

**堂下健一議員** 議長。

以上を持ちまして質問を終わります。

**寺井強議長** 4番 稲岡健太郎君

**稲岡健太郎議員** 議長。

4番稲岡です。

通告期限日の26日に通告を出しまして、そののちに安倍総理大臣から緊急の休校要請が出され、そして北海道知事の緊急事態宣言などが出され、このコロナウイルスに関しては、日々刻々と状況が変化しておりますが、通告に従って議会のルールに乗っ取って質問いたします。

なお、先に質問された南議員、中谷議員の質問と重複する点をご容赦いただきたいと思っております。

それでは、本日3度目の新型コロナウイルス対策についてお聞きします。

歴史を振り返りますと、数多の伝染病、感染症に人類は苦しめられ、多くの犠

性を伴いながらもそれを克服してきました。

人類の歴史がウイルスと細菌等による感染症との戦いの歴史であるというのは先ほどの南議員の言を借りるまでもありません。

有名な感染症としましては、これも先ほど言われました14世紀に大流行したペストや天然痘や結核、マラリア、枚挙にいとまがないわけではありますが、近年では20世紀初冬に大流行し死者が5,000万人から1億人にまでおよんだというインフルエンザの一つと言われるスペイン風邪という感染病でございます。また、感染力が非常に強いコレラ菌はこれまで7回もの世界的流行、パンデミックを発生させております。

また、日本でも社会的差別が生んだハンセン病、らい菌による感染症の一つであります。記憶に新しいものでは、これも重複するんですが、エボラウイルス病、また、サーズ、マーズ、またつい最近までは、人に感染するものではありませんが、豚コレラなど。

私たちは常にウイルスや細菌等と対峙しながら生活しております。

人は未知なるもの、目に見えないものに対して恐怖し、過度に恐れるあまり混乱し、パニックになり、本来脅威ではないはずの同じ人間に対しても疑いや恐れ怒りを覚え、差別的、攻撃的に振る舞ってきたという歴史がございます。

先般、政府から全国の小、中、高校、特別支援学校等への休校の要請が出され、北海道では非常事態宣言が発令されましたが、こういうときでこそ、まず冷静になり、よく考えて周りに流されることなく行動すべきだと考えます。

インターネットやSNSが世界中で普及した現在、正確な情報だけではなく、誤った情報も急速に拡散されるリスクが増しております。

不確かな情報をうのみにせず、住民、行政、各自が適切な対応を心掛けることが感染症に打ち勝つ唯一の方法だと思います。

以上の点を踏まえて質問いたします。

まず、卒業式や入学式等の式典を中止する自治体や、或いは、延期、縮小する自治体も出てきておりますが、本町としては、今後のイベントや式典等の開催をどうするのかお聞かせください。

また、民間では在宅勤務や遠隔会議等を感染拡大対策として奨励している企業もありますが、本町役場職員等への今回の事態に際しての対応はどのようにする



のかをお聞かせください。

次に、感染症に対しては早め早めの対策が肝要だと考えますが、本町で例えば、緊急対策本部等などの設置はしないのでしょうか。

また、町として専用窓口等を設けて正確な情報の発信に努めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に今回の事態を受け、本町のBCP業務継続計画をどのように対応させていくのかお聞かせください。

例えばですが、新型インフルエンザに対応したBCPとして、先ほど申しました対策本部の立ち上げ基準、或いは決定のフローの明確化、流行期の段階設定や職務代行者の設置基準など、事前にBCPを作成しておけば、今回のような事態に対して行政の対応がスムーズに進むと考えられますが、お考えをお聞かせください。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、小中学校の休校については、先程、南正紀議員のご質問にもお答えしたとおり、近隣市町や町内において、感染者が発生した場合を除き、16日から休校したいと考えております。

その中で、卒業式については、日程を変更して中学校が12日、小学校が13日に実施しますが、保護者並びに来賓の出席を取り止めることとします。

その対応として、各小中学校の卒業式の様子は、町で撮影し、後日、ケーブルテレビで放送させていただき、併せて、卒業生から両親や先生に対するコメントも収録したDVDを、一人ひとりに配布させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

卒業式、入学式をはじめとする学校行事等につきましては、子ども達や保護者の思いに寄り添いつつ、今後の感染状況を注視しながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの対策については、志賀町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じた対応となります。

同計画では、国が石川県に対して緊急事態宣言を行った場合に、町は対策本部

を設置することとなっております。

国では、新型コロナウイルスについて、緊急事態宣言の実施も含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法と同等の措置を講ずることが可能となるよう、立法措置を早急に進めるとしているところであります。

町としては、今後の町内の感染状況によっては、緊急事態宣言の有無にかかわらず、速やかに対策本部を設置し、対応にあたりたいと考えております。

また、町として、専用窓口を設けて、正確な情報の発信に努めるべきではないかのご指摘については、感染症対策は、国の方針に基づいて石川県が中心となって対応しており、相談窓口は県内6か所に設置されております。

町が専用窓口を設置することは情報が混乱することが懸念されるため、現時点では考えておりません。

本町としては、今後も国や県が発信する情報を速やかに、かつ正確に町民に周知していきますので、誤った情報や便乗詐欺などには、十分ご注意のうえ、冷静に対応していただきたいと思っております。

また、本町では、平成21年に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、町の業務を継続して実施していくための各種事務事業の取り扱いについて規定した新型インフルエンザ発生時における事務事業継続計画を策定しております。

この計画では、新型インフルエンザの発生段階においても、従来どおり継続しなければならない事務事業、取り扱いを変更して対応する事務事業、中断・中止する事務事業を区分けして規定しており、町としては、本計画に基づき、適切に対応していきます。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。

今ほどご答弁いただきました休校の件で聞きたいことが何点かあります。

まず、昨日発表された町の明日からの通常登校、そして、16日からの休校ですが、これは先程おっしゃった新型インフルエンザ対策行動計画に乗っ取ったものなのか、それと発表が大変遅かったと保護者の方から色々と問い合わせがありま

した。

私の方も小学校の子どもを持つ父として、まだかまだかと発表を待っていたのですが、昨日の午後からの発表で、ある保護者の方は、仕事の都合をつけるのに大変だったと色々聞いております。

この意思決定の遅れについては、どういったことでこうなったのかをお聞かせください。

また、志賀小学校に関しては、県内屈指の大規模校であります。志賀小学校統廃合の時の大規模校のデメリットとして、こういった感染症が発症した時の大規模集団感染がありうる学校として、検討項目の一つに挙げられていたかなと思っております。その点を考慮しても今回の通常の登校に関して、どのような経緯でこのような決定になったのかをお聞きしたいと思います。

政府の安倍総理大臣からの要請では、ここ1、2週間は山場だと、そして感染症の専門家もここ1、2週間は山場だと言っておりますが、この1、2週間を通常登校にして、そののちに休校するという措置はいったいどういった、時期外れの休校ではないかと思っております。

教育施策として、その町の独自色を出すのはいいのですが、今回のような今が山場だという時を外して、他と足並みを揃えずに今回のような措置を行ったことをなぜこのような決定に至ったかをお聞かせいただきたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

ただ今の稲岡議員の再質問にお答えいたします。

今回の決定については、町のインフルエンザ等の対策の計画に基づいたものではなく、安倍総理の要請に基づいて学校を休校することといたしました。

なお、決定が遅かったということに対しましては、それも安倍総理の中身がしっかり把握できないというものもありまして、その内容をしっかり検討させていただきたいということから、決定が少し遅れたということでございます。

そして、もう一つが休校を先にしてからということでもありますけども、私ども町としましてもやはり、子ども達のことを考えまして、卒業生は高校へ入学するための入試のことも考えまして、少しでも子ども達が不安にならないよう、その対策をしていきたいということから、13日まで学校を継続させていただきたいと

いうことと、12日、13日と卒業式を早めにしたことも子ども達の記念に残る記憶に残る卒業式を少しでも開いてあげたいという気持ちから決定させていただいたものであります。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

再答弁ありがとうございます。

再々質問いたします。

子ども達のことを考えて、また入試のことを考えて今回の決定に至った、また、政府からの要請、中味がわからなかったため時間がかかったとのご答弁でした。

他の自治体では、早め早めにそのあたりの対策が打ち出され、また、休校も遅くても今週中に行っているところが多いわけですが、先ほども申し上げましたが、特に志賀小学校は大規模校で、リスクが高い小学校のひとつであります。

今回の休校措置が果たして正しかったのかどうか、大変疑問に思うわけですが、その辺も勘案した上で決定されたのでしょうか。

また、決定経緯、決定フローというものは定められたものなのかどうか、先ほど3番目の質問に質問しました、BCPの中に例えればこういったことを策定しとけば、もっと早く対処できたのではないかと思います。今回の昨日決定された、発表された小学校の休校の期間、話し合った、協議するメンバーについて教えていただきたいと思います。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

稲岡議員の再々質問にお答えさせていただきます。

遅かったのではないかとということでもありますけども、これについては、やはり、何度も申し上げますが、国の決定といたしますか、方針がしっかりと定まらなかったということが、私どもの決定が少し遅れたということになりますけれども、私どもだけではなく、金沢市にしても継続すると決定した後に政府の方針が出てきた上で方針を変えましたし、輪島市にしても昨日の夕方まで検討を重ねてきたところでもあります。

私どもとしては、しっかり検討した結果だと思っておりますし、メンバーにつ

いても執行部側と教育委員会、そして教育長が校長会から意見を取りまとめてさせていただいたものでありますので、ご理解をお願いいたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。

再々質問までなので、次の質問に移りたいと思います。

次の質問はこれまでの質問のコロナウイルスの感染が終息してからのことになるのですが、スポーツによる町づくりについてお聞きしたいと思います。

近年スポーツは、従来のイメージである健康増進や心身形成、病気予防だけでなく、地域経済や地域社会を活性化させる地域資源として注目されております。

東京オリンピック、パラリンピックのホストタウン事業や、全国高校総体自転車競技等を契機としまして、本町でもより積極的にスポーツの力を活用したスポーツ健康町づくりを推進すべきだと考えますが、今後の展望をお聞かせください。

次に、地域スポーツコミッションというものが、全国で設立されています。

これは、地方自治体やスポーツ団体、民間企業が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせた町づくりや、地域活性化に取り組む連携組織のことです。

近隣では、金沢市が金沢文化スポーツコミッションを一昨年設立し、様々な取り組みを行っております。

本町もスポーツ、文化や伝統文化を地域資源として生かしていくために設立を検討してはいかがでしょうか。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** 議長。

稲岡議員のスポーツによるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

本町では、スポーツ施設の改修や充実、運動機器の整備により、誰もが気軽にスポーツに親しみ、団体や個々の競技力向上を図ることができる環境整備を進めてきました。

そして、充実した施設を活用したスポーツ教室や大会、さらに、体育施設の指定管理者であるミズノスポーツサービスが各種のフィットネス事業を提供するなど、町民の健康づくりを進めるとともに、町内外からスポーツを通じた交流人口

の拡大を促進しています。

また、東京オリンピック・パラリンピック関連につきましては、昨年のアゼルバイジャン共和国と日本代表チームのレスリング競技合同合宿に引き続き、先月24日、アゼルバイジャン共和国からの要望により、パラリンピック競技の事前合宿に向けた調印を行ったところです。

今後とも、東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機といたしまして、スポーツを通じて、国や世代、文化を越えた交流を図るとともに、各種のスポーツ大会や滞在型合宿を積極的に誘致し、健康なまちづくりを推進していきたいと考えております。

次に、地域スポーツコミッションについてのご質問であります。地域スポーツコミッションとして組織された団体は、昨年10月現在、近隣では金沢市をはじめ、富山県南砺市など全国で118組織が存在し、スポーツによるまちづくり活動を展開しております。

今後とも、本町においては、日頃から精力的に活動する町体育協会や先月、法人化されました町観光協会、そしてミズノスポーツサービスなど民間事業者と連携し、第2次志賀町総合計画の主要施策に掲げる、スポーツ振興、町民の健康推進はもとより、スポーツを通じた交流人口の拡大や国際交流を促進し、地域の活性化を図ることとしており、地域スポーツコミッションの設立は考えておりません。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。

スポーツコミッションの設立は検討していないとのことでしたが、今ほど改修が終わった陸上競技場、総合体育館もございますし、こういった体育施設は従来、コストがかかるコスト施設と言われているわけですが、スポーツコミッションを生かして、誘客や交流人口の拡大、また、プロスポーツの誘致などをすることによって、利益を生む施設、ベネフィット施設と転換することが可能であると言われておりますので、どうか今後も検討を重ねて設立に向けて準備等進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**寺井強議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 議案第2号ないし第35号及び請願第1号（委員会付託）

**寺井強議長** 次に、町長提出 議案第2号ないし第35号及び請願第1号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**寺井強議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明4日から12日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、明4日から12日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、3月13日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後0時52分 散会）